

熊本県公報

第 1 1 2 3 9 号
平成 17 年 3 月 18 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施に伴う告示.....(商工政策課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(森林保全課) 2
- 道路の区域変更.....(道路総務課) 2
- 菊池広域行政事務組合の公平委員会の事務の委託の廃止.....(市町村総室) 3

公 告

- 平成17年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務委託に伴う一般競争入札.....(食品衛生課) 3
- 平成17年二級建築士試験の実施.....(建築課) 5
- 平成17年木造建築士試験の実施.....(") 6
- 平成17年度大気汚染常時監視に附帯する業務.....(環境保全課) 6
- 平成17年度大気汚染監視自動測定機の保守点検整備業務.....(") 8
- 平成17年度大気汚染常時監視測定局適正配置検討業務.....(") 11
- 水俣都市計画道路の変更.....(都市計画課) 13
- 西九州西回り自動車道(水俣IC～県境間)の環境影響評価準備書の作成.....(") 13
- 西九州西回り自動車道(水俣IC～県境間)の環境影響評価準備書の説明会の開催.....(") 14

登 載 依 頼

- 熊本県木材流通対策協議会の開催.....(熊本県木材流通対策協議会) 14
- 熊本県木質系バイオマス利活用計画検討委員会の開催.....(熊本県木質系バイオマス利活用計画検討委員会) 15
- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程.....(企業局) 15
- 第3回熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会の開催に係る開催日程等.....(熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会) 15
- 第7回熊本県地域福祉推進委員会の開催に係る開催日程等.....(熊本県地域福祉推進委員会) 16
- 第2回水俣湾魚類水銀検討会議の開催.....(水俣湾魚類水銀検討会議) 16
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則.....(警察本部) 17

告 示

熊本県告示第308号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、山鹿市及び鹿本郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成17年3月18日

熊本県知事 潮谷義子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
植木町	平成17年 4月18日	午前10時から正午まで	JA鹿本田底支所	非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
植木町	平成17年 4月18日	午後1時半から午後3時まで	JA鹿本桜井支所	
植木町	平成17年 4月19日	午前10時から午後3時まで	植木町役場	
山鹿市	平成17年 4月20日	午前10時半から正午まで	JA鹿本岳間支所	

山鹿市	平成17年 4月20日	午後1時半から午後3 時まで	JA 鹿本岩野支所
山鹿市	平成17年 4月21日	午前10時から午後3 時まで	菊鹿総合支所
山鹿市	平成17年 4月22日	午前10時から午後3 時まで	JA 鹿本鹿本町支所
山鹿市	平成17年 4月25日	午前10時から午後3 時まで	JA 鹿本米野岳支所
山鹿市	平成17年 4月26日	午前10時から午後3 時まで	山鹿市役所
山鹿市	平成17年 4月27日	午前10時から午後3 時まで	山鹿市役所

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成17年4月1日から 平成17年4月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

熊本県。ただし、指定定期検査機関を指定した場合は、指定定期検査機関が行うものとする。

熊本県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年3月18日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊 本 高 森 線	熊本市春日一丁目	前	36.0	91.0	区域編入
		熊本市春日一丁目 804番4地先から 1285番28地先まで	後	36.0 ～ 43.5	91.0	

主要 地方 道	熊 本 高 森 線	熊本市春日一丁目	前	36.5 ～ 42.5	124.3	仮設歩道 橋 撤 去	
		1280 番 1 地先から		2.5 ～ 5.0			42.0
		熊本市春日五丁目		2.5 ～ 8.5	85.0		
		20 番 5 地先まで		後	36.5 ～ 42.5		124.3
一般 県道	熊 本 菊 陽 線	熊本市龍田町上立田字経塚	前	24.7 ～ 26.9	33.5		廃道処分
		366 番 3 地先から		22.8 ～ 24.4			
熊本市龍田町上立田字経塚	後	16.0 ～ 60.6	787.0				
366 番 3 地先まで		3.8 ～ 10.0		931.3			
一般 県道	小 島 新 町 線	熊本市横手三丁目	前	3.8 ～ 10.0	931.3	緊 道 整	
		553 番 1 地先から		3.8 ～ 10.0			931.3
		熊本市横手一丁目	後	16.0 ～ 60.6	787.0		
		24 番 2 地先まで		3.8 ～ 10.0			931.3

2 区域変更する期日 平成17年3月18日

熊本県告示第311号

菊池広域行政事務組合が平成17年3月21日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成17年3月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告第195号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成17年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 入札金額は、平成17年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金